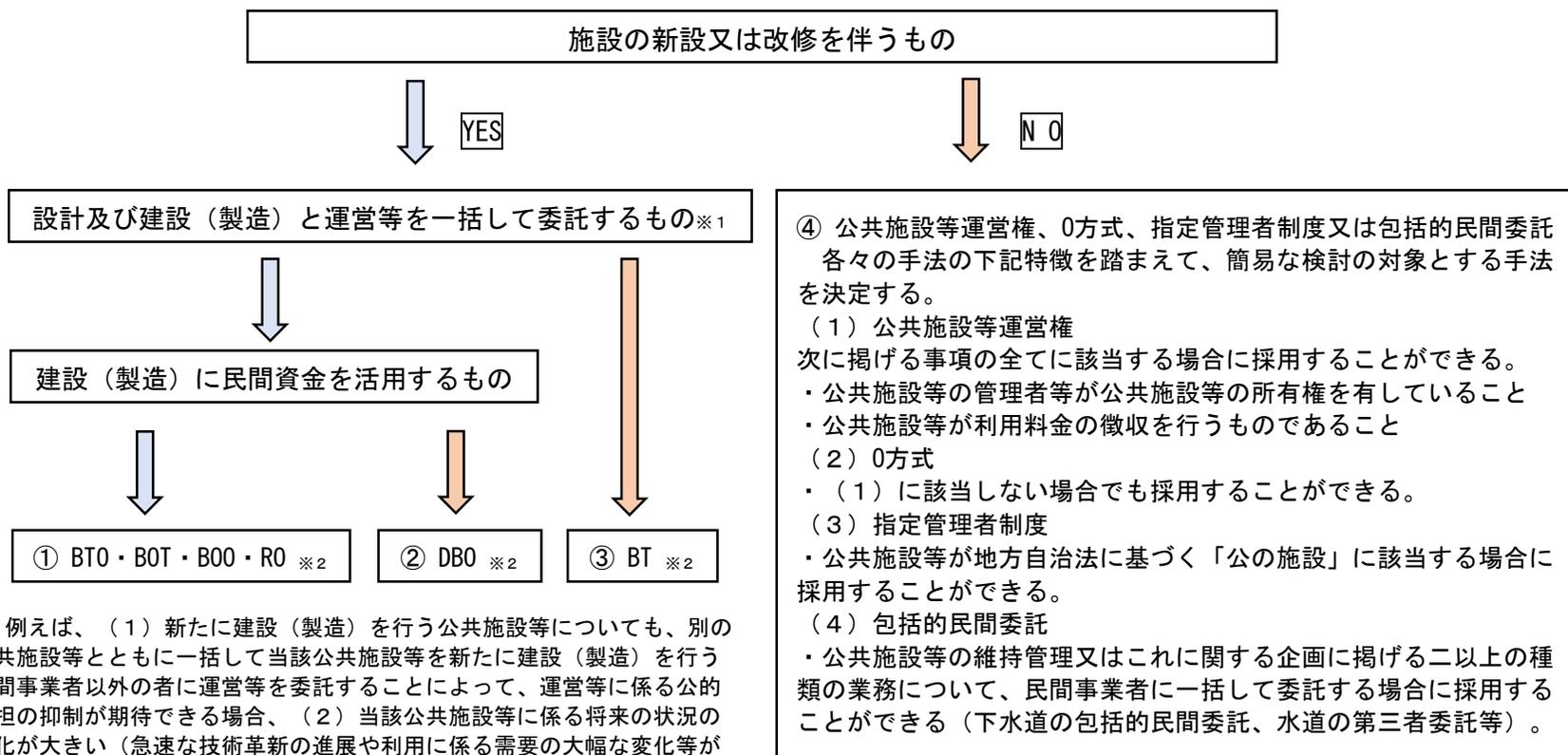


採用手法選択フローチャート



※1 例えば、（1）新たに建設（製造）を行う公共施設等についても、別の公共施設等とともに一括して当該公共施設等を新たに建設（製造）を行う民間事業者以外の者に運営等を委託することによって、運営に係る公的負担の抑制が期待できる場合、（2）当該公共施設等に係る将来の状況の変化が大きい（急速な技術革新の進展や利用に係る需要の大幅な変化等が予想される）ことから、建設（製造）後の運営に係る契約内容や要求水準の検討が困難である場合等は、「No」を選択することが考えられる。

※2 これらの手法については、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）と併せて実施することも考えられる。

参照：内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」（平成 28 年 3 月）

公共施設等の維持管理、運営等を行う方式

(1) PFI 手法

公共施設等運営事業（コンセッション）	<ul style="list-style-type: none"> ●利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。 ・利用料金を収受する施設等で、民間事業者による効率的な維持管理・運営が期待される事業において採用されています。 ・空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅が重点分野として取り組まれています。
0方式 Operate	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。

(2) PFI 手法以外の手法

指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。
包括的民間委託	<ul style="list-style-type: none"> ●（本手引における主たる想定）公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。

PPP/PFI 手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者

PPP/PFI 手法	官民間の契約形態	業務範囲				施設の所有者	
		設計 (Design)	建設 (Build)	維持管理 (Maintenance)	運営 (Operate)		
公共施設の設計、建設・改修、維持管理、運営等を行う方式	BT0	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
	B0T	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間
	B00	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間
	BT	事業契約	民間	民間	—	—	公共
	R0	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
	DB0	設計・建設は請負契約、維持管理・運営は事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
公共施設の維持管理・運営等を行う方式	公共施設等運営権（コンセッション）	事業契約	—	—	民間（※1）	民間	公共
	0方式	事業契約	—	—	民間	民間	公共
	指定管理者制度	指定（行政処分）	—	—	民間	民間	公共
	包括的民間委託	委託契約	—	—	民間	民間	公共

※1 PFI 法上の「維持管理」には、いわゆる新設又は施設等を全面的に除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含まれます。）も含まれているため、既存施設（利用料金を徴収する施設に限る。）の改築については、公共施設等運営権方式も対象となります。

参照：内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」（平成 29 年 1 月）

事例：斎場

1 PPP/PFI 事業の特徴

1 想定される PPP/PFI 手法
PFI (BTO) /DB/指定管理者制度
2 PPP/PFI 手法導入の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・整備を伴う事業では、PFI、DB 方式を採用している事例がある。 ・維持管理・運営については指定管理者制度を導入している事例がある。
3 検討のポイント
<p>【民間資金の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に必要な資金をどの程度賄えるのかに影響される。 <p>【維持管理・運営業務の業務範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理と運営を一括することが考えられるが、料金徴収業務を含める場合は、火葬料金は地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金制度は採用されないため、使用料徴収代行業務にするなどの方策が考えられる。 <p>【競争性の発揮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉製造企業及び火葬炉運転企業が限られているため、競争性を発揮させるために、火葬炉製造企業及び火葬炉運転企業が複数の応募者となる（重複参加する）ことを認めている事業もある。

2 PPP/PFI の事業スキーム概要

(1) 事業スキーム

- ・PFI 事業における事業スキームの特徴は以下のとおり。

項目	内容
事業方式	・12 件のうち、10 件が BTO 方式、2 件が BOT 方式。
事業類型	・12 件のうち、11 件がサービス購入型、1 件が混合型。
事業期間	・12 件のうち、9 件が 15～22 年となっている。
その他	・一部事務組合等、複数自治体にまたがる事業もある。

(2) 官民の役割分担

- ・PFI 事業では施設整備業務（設計・建設等）及び維持管理業務（保守管理・修繕・警備・清掃等）は民間事業者の業務範囲に含まれる事例が大半である。
- ・運営業務については事例によって異なるが、民間事業者の業務範囲に含む場合には以下の業務が含まれることが多い。

受付・案内、炉前業務、火葬業務、使用料徴収代行業務

(3) リスク分担

- ・火葬件数の変動に関するリスクは通常公共側が負担する。

(4) 収益化の可能性

- ・火葬料金（ペットの火葬料金を除く）に関しては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金制度は採用されない。
- ・売店等の利便施設を運営している事業もある。

参照：内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」（平成 29 年 1 月）

法的根拠（斎場の経営主体となる要件「公益法人」）

- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年 5 月 31 日号外）法律第 48 号
第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例
（墓地等の経営主体）第 3 条
墓地等を經營しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が、府民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - 一 地方公共団体
 - 二 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する法人（以下「宗教法人」という。）であつて、府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
 - 三 墓地等の經營を目的とする公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）であつて、府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- 昭和 43 年厚生省通知
墓地、納骨堂または火葬場の経営主体については、昭和 21 年 9 月 3 日付け発警第 85 号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和 23 年 9 月 13 日付け厚生省発衛第 9 号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならない、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の經營については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもなんら変更されているものではない。従つて、墓地等の經營の許可にあたっては、今後とも上記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。
- 平成 11 年厚生省通知
墓地等（火葬場含む）の經營については、永続性と非営利性の確保から営利企業が経営主体となり、またその經營に対し、実質的な支配を及ぼすことは望ましくない。許可の申請をする者が、実質的に墓地等の經營安定及び管理の適正を確保する能力があるか等について精査することが必要。

【参考】用語の意義

○「PPP」とは

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る、つまり、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つである。

PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

○「PFI」とは

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方をいう。

サッチャー政権以降の英国で「小さな政府」への取り組みの中から、公共サービスの提供に民間の資金やノウハウを活用しようとする考え方として、PFIは1992年に導入された。

PFIの考え方は英国で生まれた構想であるが、これに類似した公共事業分野への民間参画の取組は世界各国においても行われており、PFIは「小さな政府」や「民営化」等行政財政改革の流れの一つとして捉えられるものである。VFM（ヴァリュー・フォー・マネー）はPFIの基本原則とされる。

○「VFM」とは

VFM（ヴァリュー・フォー・マネー）とは、PFIの基本原則の一つで、一定の支払に対し、最も価値の高いサービスを提供するという考え方をいう。公共サービス提供期間中にわたる国及び地方公共団体の財政支出（適切な割引率により現在価値化された総事業コスト）の軽減が図られ、あるいは、一定の事業コストの下でも、経済・社会への変化に対応したより水準（質・量）の高い公共サービスの提供が可能となるのがPFIでは必要である。

ただし、これからの公共サービスは、より質が重視されるものと考えられるので、必ずしもコストの低い事業者のものが良いということではない。また、PFI事業による公共サービスの提供は長期に渡るものであり、事業が開始された後の維持・管理またモニターリングといったものが、本当の意味でVFMを計る大きな要素となり重視しなければならないとされる。

○「公設公営方式」とは

公共が財源確保から施設の設計・建設、運営等のすべてを行う方式。運転業務を民間に委託する場合を含む。いわゆる直営制度。

○公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を伴う方式

◇ PFI手法

(1) BTO方式（Build-Transfer-Operate；建設—譲渡—運営）

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設の設計・建設・運営を行う。所有権については、施設の完成後に公共に移転。

(2) BOT方式（Build-Operate-Transfer；建設—運営—譲渡）

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設の設計・建設・運営を行う。所有権については、委託期間終了後に公共に移転。

(3) B00方式（Build-Own-Operate；建設—所有—運営）

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設の設計・建設・運営を行う。所有権については、委託期間終了後も公共に移転を行わない。

(4) RO方式

既存の施設を改修し、管理・運営する事業方式。所有権の移転はなく、地方公共団体が所有者となる方式。

◇ PFI 以外

(5)「公設民営方式（DBO方式）（Design-Build-Operate；設計—建設—運営）」とは公共が起債や交付金等により資金調達し、施設の設計・建設、運営等を民間事業者に包括的に委託する方式。

○公共施設等の維持管理、運営等を行う方式

◇ PFI 手法

(1) 公共施設等運営権（コンセッション方式）

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。（平成23年PFI法改正により導入）

公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供するもの。

(2) O方式（Operate）

民間事業者に公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。

◇ PFI 以外

(3) 指定管理者制度

地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。

(4) 包括的民間委託

公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。

○収入形態による分類

上記の分類は、収入形態によって、更に3つに細分化

ア 独立採算型

民間事業者が整備した施設・サービスに利用者が料金等を支払うことで、事業費を賄う方式(公共の財政負担無)

イ サービス購入型

民間事業者が整備した施設・サービスに公共が対価を支払うことで、事業費を賄う方式（公共施設等運営権制度では不可）

ウ 混合型（ア＋イ）

独立採算型とサービス購入型を組み合わせ、利用者による料金等と公共からの支払いにより、事業費を賄う方式